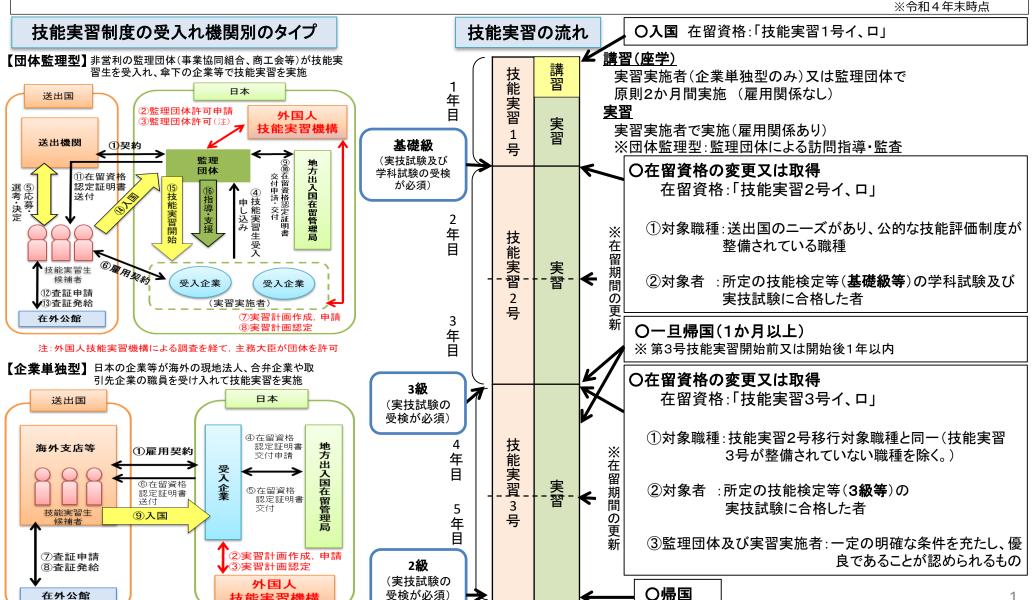
技能実習制度の現状について

技能実習制度の仕組み

技能実習機構



- ○技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間(最長5年間)に限り受け入れ、○JTを通じて技能を 移転する制度。(平成5年に制度創設)
- ○技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約32万人在留している。



外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要



外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、 国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに 関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、 技能実習に関し基本方針を策定する。
- (2) 技能実習生ごとに作成する<mark>技能実習計画</mark>について<mark>認定制</mark>とし、 技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定 の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定 の取消し等を規定する。
- (3) 実習実施者について、届出制とする。
- (4) <u>監理団体について、許可制</u>とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。
- (5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。

- (6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、 地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。
- (7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、
 - ・(2)の技能実習計画の認定
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査 等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習 生の受入れ(4~5年目の技能実習の実施)を可能とする。

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日 ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日) 平成28年11月18日成立 同年11月28日公布

技能実習制度の見直し(平成29年)の内容



(注) 枠内下線部分は法律で規定

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、 管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

旧制度

見直し後

(法務省•厚生労働省共管)

- ①監理団体や実習実施者の義務・責任 が不明確であり、実習体制が不十分
- ②民間機関である(公財)国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導
- ③技能実習生の保護体制が不十分
- ④業所管省庁等の指導監督や連携体制 が不十分
- ⑤政府(当局)間の取決めがない 保証金を徴収している等の不適正な 送出機関の存在



- ② 新たに外国人技能実習機構(認可法人)を設立し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ③ 通報・申告窓口を整備。人権侵害行為等に対する<mark>罰則</mark>等を整備。 実習先変更支援を充実。
- ④ 業所管省庁、都道府県等に対し、各種業法等に基づく協力要請等 を実施。これらの関係行政機関から成る「地域協議会」を設置し、 指導監督・連携体制を構築。
- ⑤ 技能実習生の送出しを希望する国との間で政府(当局)間取決め を順次作成することを通じ、相手国政府(当局)と協力して不適正 な送出機関の排除を目指す。

優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

3年間 ⇒ **5年間**(一旦帰国後、最大 2 年間の実習)

- ①優良な監理団体等への実習期間の延長
- ②優良な監理団体等における受入れ人数 枠の拡大
- ③対象職種の拡大

常勤従業員数に応じた人数枠を倍増(最大5%まで ⇒ 最大10%まで等)

地域限定の職種・企業独自の職種(社内検定の活用)・複数職種の実習の措置 職種の随時追加

※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能検定等の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

技能実習制度 移行対象職種·作業一覧(87職種159作業)



1 農業関係(2職種6作業)

職種名	作業名		
耕種農業●	施設園芸		
	畑作・野菜		
	果樹		
畜産農業●	養豚		
	<u>養 豚</u> 養 鶏		
	略 農		

2 漁業関係(2職種10作業)

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	棒受網漁業△
養殖業●	ほたてがい・まがき養殖

3 建設関係(22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	
C\H	パーカッション式さく井工事 ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金
	内外装板金
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工
	石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左官	左官
配管	建築配管
	プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事
	カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事
	ボード仕上げ工事
	カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表装	壁装
建設機械施工●	押土・整地
	積込み
	掘削
	締固め
築炉	築 炉

4 食品製造関係(11職種18作業)

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
食鳥処理加工業●	食鳥処理加工
加熱性水産加工	節類製造
食品製造業●	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工	塩蔵品製造
食品製造業●	乾製品製造
	発酵食品製造
	調理加工品製造
	生食用加工品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業●	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン 製造	ハム・ソーセージ・ベーコ ン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

5 繊維・衣服関係(13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
	合ねん糸工程
織布運転●	準備工程
	製織工程
	仕上工程
染 色	糸浸染
	織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編み二ット製造
たて編二ット生地製造●	たて編二ット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服製造
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
	ニードルパンチカーペット
	製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

6 機械・金属関係(15職種29作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
	コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造

7 その他(20職種37作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷
	グラビア印刷●△
製本	製本
製 本 プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗 装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接●	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力鋳込み成形
	パッド印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介護●	介護
リネンサプライ●△	リネンサプライ仕上げ
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理
RPF製造●	RPF製造
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	成形加工
	押出し加工
	混練り圧延加工
	複合積層加工
鉄道車両整備●	走行装置検修・解ぎ装
	空気装置検修・解ぎ装

○ 社内検定型の職種・作業(2職種4作業)

職種名	作業名		
空港グランドハンドリング	航空機地上支援		
•	航空貨物取扱		
	客室清掃△		
ボイラーメンテナンス●△	ボイラーメンテナンス		

(注1) ●の職種:技能実習評価試験に係る職種

(注2) このうち80職種144作業については、3号まで 実習可能(△のある職種・作業を除く)。

技能実習計画の認定基準



○ 技能実習を行わせようとする者は、技能実習生ごとに技能実習計画を作成し、認定を受けることができるとされており、当該技能実習 計画の適切性の担保のため、認定基準が設けられている。(法第9条)

技能実習計画の主な認定基準

① 修得等をさせる技能が技能実習生の本国において修得等が困難な技能等であること

② 技能実習の目標

(第1号の目標) 技能検定基礎級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験及び学科試験への合格など

(第2号の目標) 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

(第3号の目標) 技能検定2級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

③ 技能実習の内容(※)

- 同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。
- 第2号・第3号については移行対象職種・作業(主務省令別表記載の職種及び作業)に係るものであること。
- ・ 技能実習を行う事業所で通常行う業務であること。
- ・ 移行対象職種・作業については、業務に従事させる時間全体の2分の1以上を必須業務とし、 関連業務は時間全体の2分の1以下、周辺業務は時間全体の3分の1以下とすること。
- ・ 技能実習生は本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験等を有し、 又は技能実習を必要とする特別の事情があること(団体監理型のみ)。
- ・帰国後に本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- ・ 第3号の技能実習生の場合は、第2号終了後に1か月以上、又は第3号開始後1年以内に1か月以上1年未満帰国していること。
- ・ 技能実習生や家族等が、保証金の徴収や違約金の定めをされていないこと(技能実習生自身が作成する書面によって明らかにさせる)。
- 第1号の技能実習生に対しては、日本語・出入国や労働関係法令等の科目による入国後講習が行われること。
- 複数職種の場合は、いずれも2号移行対象職種であること、相互に関連性があること、合わせて行う合理性があること。

- ④ 実習を実施する期間(第1号は1年以内、第2号・第3号は2年以内であること)
- ⑤ 前段階における技能実習(第2号は第1号、第3号は第2号)の際に定めた目標が達成されていること
- ⑥ 技能等の適正な評価の実施(技能検定、技能実習評価試験等による評価を行うこと)
- ⑦ 適切な体制・事業所の設備、責任者の選任(※)
 - 各事業所ごとに下記を選任していること。

「技能実習責任者」(技能実習の実施に関する責任者):技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、 かつ、過去3年以内に技能実習責任者に対する講習を修了した常勤の役職員。

「技能実習指導員」(技能実習生への指導を担当):修得させる技能について5年以上の経験を有する常勤の役職員 「生活指導員」(技能実習生の生活指導を担当):常勤の役職員

- 申請者が過去5年以内に人権侵害行為や偽造・変造された文書の使用を行っていないこと。
- 技能の修得等に必要な機械、器具その他の設備を備えていること。
- |⑧ 許可を受けている監理団体による実習監理を受けること<団体監理型技能実習の場合>
- ⑨ 日本人との同等報酬等、技能実習生に対する適切な待遇の確保(※)
 - 報酬の額が日本人と同等以上であること(これを説明する書類を添付させ、申請者に説明を求める。)。
 - 適切な宿泊施設の確保、入国後講習に専念するための措置等が図られていること。
 - ・ 食費、居住費等名目のいかんを問わず技能実習生が定期に負担する費用について、技能実習生との間で適正な額で合意がなされていること (費用の項目・額を技能実習計画に記載。技能実習生が理解したことや額が適正であることを示す書類を添付)。
- ⑩ 優良要件への適合〈第3号技能実習の場合〉(別紙1参照)
- ⑪ 技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと(※)(別紙2参照)

(※) ③⑦⑨⑪に関しては、事業所管大臣が告示で要件を定めた場合には、その事業に該当する 職種の実習実施者又は監理団体は、当該要件の基準を満たすことが必要となる。

監理団体の許可基準



○ 監理事業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととされており、当該許可に当たっては、許可基準が設けられ、 当該許可基準に適合しなければ許可を受けることはできない。 (法第23条及び第25条)

監理団体の主な許可基準

- ① 営利を目的としない法人であること(※)
 - 商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等
- ② 監理団体の業務の実施の基準(下記 I ~IVが代表例)に従って事業を適正に行うに足りる能力を有すること(※)
 - Ⅰ 実習実施者に対する定期監査(頻度は3か月に1回以上、監査は以下の方法によることが必要)
 - ア 技能実習の実施状況の実地確認 イ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること
 - ウ 在籍技能実習生の4分の1以上との面談 エ 実習実施者の事業所における設備の確認及び帳簿書類等の閲覧
 - オ 技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認
 - Ⅱ 第1号の技能実習生に対する入国後講習の実施(適切な者に対しては委託可能であることを明確化)
 - Ⅲ 技能実習計画の作成指導
 - ・ 指導に当たり、技能実習を実施する事業所及び技能実習生の宿泊施設を確認
 - ・ 適切かつ効果的に技能実習生に技能等を修得させる観点からの指導は、技能等に一定の経験等を有する者が担当。
 - IV 技能実習生からの相談対応(技能実習生からの相談に適切に応じ、助言・指導その他の必要な措置を実施)
- ③ 監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること
- ④ 個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じていること
- ⑤ 外部役員又は外部監査の措置を実施していること(別紙3参照)
- ⑥ 基準を満たす外国の送出機関 (別紙4参照) と、技能実習生の取次ぎに係る契約を締結していること
- ⑦ 優良要件への適合 <第3号技能実習の実習監理を行う場合> (別紙1参照)
- **⑧ ①~⑦のほか、監理事業を適正に遂行する能力を保持していること**

下記を満たさない場合は、監理事業を適正に遂行する能力があるとは判断されない。

- 監理費は、適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収(法第28条)
- ・ 自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないこと(法第38条)
- ・ 適切な監理責任者が事業所ごとに選任されていること(法第40条)
 - ※ 監理責任者は事業所に所属し、監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有する常勤の者でなければならない。また、過去3年以内に監理責任者に対する講習を修了した者でなければならない。
 - (※) ①②に関しては、事業所管大臣が告示で要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の監理 団体は、当該要件を満たすことが必要となる。

優良な実習実施者及び監理団体(一般監理事業)の要件





- 実習実施者について、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること(法 第9条第10号)
- 監理団体については、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める 基準に適合していること(法第25条第1項第7号)

いずれも得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することとなる。

優良な実習実施者の要件

(満点 150点)

優良な監理団体の要件

(満点 150点)

- ① 技能等の修得等に係る実績(70点)・過去3技能実習事業年度の基礎級、3級、2級程度の
 - ・過去3技能実習事業年度の基礎級、3級、2級程度の 技能検定等の合格率 等
- ② 技能実習を行わせる体制(10点)
 ・直近過去3年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴
- ③ 技能実習生の待遇(10点)
 - ・第1号技能実習生の賃金と最低賃金の比較
 - ・技能実習の各段階の賃金の昇給率
 - ・技能実習生の住環境の向上に向けた取組
- ④ 法令違反・問題の発生状況(5点(違反等あれば大幅減点))
 - ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合・直近過去3年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無
- ⑤ 相談・支援体制(45点)
 - ・母国語で相談できる相談員の確保
 - ・他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績
 - ・実習先変更支援サイトへの受入れ可能人数の登録
- ⑥ 地域社会との共生(10点)
 - ・技能実習生に対する日本語学習の支援
 - ・地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供

- ① 実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制(50点) ・監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率
 - ・ 監理事業に関サする帝勤の役職員と美自監理を行う美自 監理責任者以外の監査に関与する職員の講習受講歴 等
- ② 技能等の修得等に係る実績(40点)
 - ・過去3技能実習事業年度の基礎級、3級、2級程度の 技能検定等の合格率 等
- ③ 法令違反・問題の発生状況(5点(違反等あれば大幅減点))
 - ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
- ④ 相談・支援体制(45点)
 - ・他の機関で実習が困難となった技能実習生の受入に協力する旨の登録を行っていること
 - ・他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績
 - ・技能実習生の住環境の向上に向けた取組等
- ⑤ 地域社会との共生(10点)
 - ・実習実施者に対する日本語学習への支援
 - ・実習実施者が行う地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供への支援

優良な実習実施者の要件(詳細)

	項目	配点	
①技能等の			
修得等に係 る実績	I 過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検定等の 学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度 の合格率を含む。)	・95%以上:20点 ・80%以上95%未満: 10点 ・75%以上80%未満: 0点	
	■ 過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 <計算方法> 分母:新技能実習生の2号・3号修了者数	・75%未満: -20点 ・80%以上:40点 ・70%以上80%未満: 30点 ・60%以上70%未満: 20点 ・50%以上60%未満: 0点 ・50%未満: -40点	
	* 上記の計算式の分母の算入対象となる技能実習生がいない場合は、過去3技能実習事業年度には2号未修了であった者の申請日時点の3級程度の技能検定等の合格実績に応じて、右欄のとおり加点する。	*左欄に該当する場合 ・合格者3人以上: 20点 ・合格者2人:10点 ・合格者1人:5点 ・合格者0人:0点	
	 Ⅲ 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 * 2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価 Ⅳ 技能検定等の実施への協力 * 技能検定委員(技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会 	·合格者2人以上:5 点 ·合格者1人:3点 ·有:5点	
②技能実習を 行わせる体制			
		: 5点	
<u> </u>	Ⅱ 直近過去3年以内の生活指導員の講習受講歴 ・全員有	· 5点	

得点が満点(150点)の6割以上となる実習実施者は、優良な実習実施者の基準に適合することとなる。

	③技能実習生	【最大10点】(※)		
	の待遇	I 第1号技能実習生の賃金(基本給)のうち最低のものと最低 賃金の比較		: 5点 15%未満: 3点
		Ⅱ 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	·5%以上: ·3%以上5%	5点 6未満 : 3点
		Ⅲ 技能実習生の住環境の向上に向けた取組	•有 : 、	5 点
	④法令違反•問			
	題の発生状況	I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること(旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。)	•改善未実施 •改善実施 :: 	
į		II 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと(旧制度を含む。)	•10%未満又 •20%未満又	記 は1人以下:0点 は2人以下:-5点 は3人以上:-10点
		Ⅲ 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること(旧制度を含む。)	•該当 : 一	50点
	⑤相談 支援体	【最大45点】		
5	制 	I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を 職員に周知していること	71.1.2 - 7 11.7 11.1	
		受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる保していること(旧制度を含む。)		
		並 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能 続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の たこと	受入れを行っ	受入れ:25点 ※基本人数枠未満の 受入れ:15点
_		IV 技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団 習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き 行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監理団体 入れ可能人数の登録を行っていること	き技能実習を	·有 : 10点
1	⑥地域社会と	【最大10点】		
4	の共生	I 受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行って	いること	•有 : 4点
		Ⅱ 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること		•有 : 3点
_		Ⅲ 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること		•有 : 3点

(※) I からIIまでの各欄の合計が10点を超える場合であっても、10点として計上される。

優良な監理団体(一般監理事業)の要件(詳細)

		項目		配点
①団体監理型技能				日上派
実習の実施状況の			٠.	•有 : 5点
監査その他の業務	-	手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職		. O.M.
を行う体制		員に周知していること	4196	
C13 > 17-43	π	監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う	宇	•1:5未満 : 15点
	_	習実施者の比率		•1:10未満 : 7点
	Ш	直近過去3年以内の監理責任者以外の監理団体の	職	•60%以上 : 10点
		員(監査を担当する者に限る。)の講習受講歴		•50%以上60%未満: 5点
	IV	実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生	ŧ	•有 : 5点
		活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの	配	
		布などの支援を行っていること		
	v	帰国後の技能実習生のフォローアップ調査に協力す	る	•有 : 5点
		こと。		
	VI	技能実習生のあっせんに関し、監理団体の役職員か	送	•有 : 5点
		出国での事前面接をしていること。		
	MI	帰国後の技能実習生に関し、送出機関と連携して、	扰	•有 : 5点
		職先の把握を行っていること。		
②技能等の修得等		【最大40点】		
に係る実績	Ι	過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検		5%以上:10点
		定等の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の	•80)%以上95%未満:5点
		基礎2級程度の合格率を含む。)	• 75	5%以上80%未満:0点
			_	5%未満: -10点
	П	過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定		0%以上:20点
		等の実技試験の合格率)%以上80%未満:15点
		* 計算方法は実習実施者の① II と同じ(計算式の)%以上70%未満:10点
		分母の算入対象となる技能実習生がいない場合)%以上60%未满:O点
		の加点は行わない。)		0%未満: -20点
	Ш	直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科		2以上の実習実施者から合格
		試験の合格実績		を輩出:5点 の中部中たまたころやままま
		* 2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価		の実習実施者から合格者を輩
	π7	技能検定等の実施への協力	_	<u>3点</u> N Lの実羽実施者から扱力
	IV	* 傘下の実習実施者が、技能検定委員(技能検定		以上の実習実施者から協力 5点
		* 率下の美音美配名が、技能検定委員(技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、	Ħ:	5点
		採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導		
		監督などを職務として行う者)又は技能実習評価		
		試験において技能検定委員に相当する者を社員		
		等の中から輩出している場合や、実技試験の実		
		施に必要とされる機材・設備等の貸与等を行って		
		いる場合を想定		
③法令違反・問題の		【最大5点】	_	
発生状況	Ι	直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあるこ	-改	(善未実施 : 一50点
		と(旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。)	· 改	z善実施 : 一30点
	Π	直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の		:口 : 5点
		割合が低いこと(旧制度を含む。)	•10	%未満又は1人以下:0点
			• 20	%未満又は2人以下∶-5点
			_	%以上又は3人以上:-10点
	Ш	直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること	・該	3当 : 一50点
		(旧制度を含む。)		

得点が満点(150点)の6割以上となる監理団体は、優良な監 理団体の基準に適合することとなる。

③法令選反・ 問規 状況	為があること(監理団体が不正を発見して機構(旧制度では地方入国管理局)に報告した場合を除く。)	・計画認定取消し(実習監理する実習実施者の数に対する認定を取消された実習実施者(旧制度で認定取消し相当の行政指導を受けた者を含む。)の数の割合) 15%以上 10%未満 -7点5%以上10%未満 -5点0%を超え5%未満 -3点・改善命令(実習監理する実習実施者の数に対する改善命令を受けた実習実施者(旧制度で改善命令相当の行政指導を受けた者を含む。)の数の割合) 15%以上 -5点 10%以上15%未満 -4点5%以上10%未満 -3点0%を超え5%未満 -2点
④相談·支援	【最大45点】(※	()
体制	I 機構・監理団体が実施する母国語相談・支援の方 定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知してい	isk・手順を ・有 : 5点 いること
	II 技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の息下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。き技能実習を行う機会を与えるための受入れに協力機構への登録を行っていること	。) に引き続 カする旨の カする旨の 50%以上 15点 50%未満 10点
	Ⅲ 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となる 習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習 た者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与え 当該技能実習生の受入れを行ったこと	習を行ってい 数に対する受け入れた実習実 施者の数の割合 50%以上 25点 50%未満 15点
	IV 技能実習生の住環境の向上に向けた取組 (i)入国後講習時の宿泊施設 (ii)実習時の宿泊施設	・有 i 5点/ii 5点
⑤地域社会	【最大10点】	
との共生	I 受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支 実習実施者を支援していること	
	Ⅱ 地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実していること	
	Ⅲ 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施ること	施者を支援してい ・有 : 3点
(※) I からN	/までの各欄の合計が45点を超える場合であっても	 も、45点として計上される。

基本人数枠

	-
実習実施者の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人~300人	15人
101人~200人	10人
51人~100人	6人
41人~50人	5人
31人~40人	4人
30人以下	3人

(参考)旧制度の基本人数枠

実習実施機関の 常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人~300人	15人
101人~200人	10人
51人~100人	6人
50人以下	3人

人数枠(団体監理型)

※ 常勤職員数には、技能実習生(1号、2号及び3号)は含まれない。

通常の者			優良基準適合者	
第 1 号 (1年間)	第2号(2年間)	第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍

人数枠(企業単独型)

企業	通常の者		通常の者優良		
	第1号(1年間)	第2号(2年間)	第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が継続的 で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企 業	基本人数枠	基本人数枠の 2倍	基本人数枠の 2倍	基本人数枠の 4倍	基本人数枠の 6倍
上記以外の企業	常勤職員総数 の20分の1	常勤職員総数 の10分の1	常勤職員総数 の10分の1	常勤職員総数 の5分の1	常勤職員総数 の10分の3

- 団体監理型・企業単独型ともに、下記の人数を超えてはならない。
 - (1号技能実習生:常勤職員の総数、2号技能実習生:常勤職員数の総数の2倍、3号技能実習生:常勤職員数の総数の3倍)
- 特有の事情のある職種については、事業所管大臣が定める告示で定められた人数とする。
- やむを得ない事情で他の実習実施者から転籍した技能実習生を受け入れる場合、上記の人数枠と別に受け入れることを可能とする。

外部役員及び外部監査の措置





○ 監理事業を行おうとする者は、外部役員を置いていること又は外部監査の措置を講じていること(法第25条第1項第5号)

外部役員を置く方法

- 外部役員は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの確認を、法人内部において担当
- (1) 外部役員は、過去3年以内に指定された講習を受講した者でなければならない。
- (2) 外部役員は、下記に該当する者であってはならない。
 - ① 実習監理を行う対象の実習実施者又はその現役若しくは過去5年以内の役職員
 - ② 過去5年以内に実習監理を行った実習実施者の現役又は過去5年以内の役職員
 - ③ ①②の者の配偶者又は二親等以内の親族
 - ④ 申請者(監理団体)の現役又は過去5年以内の役職員
 - ⑤ 申請者(監理団体)の構成員(申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む構成員に限る。)又はその現役又 は過去5年以内の役職員
 - ⑥ 傘下以外の実習実施者又はその役職員
 - ⑦ 他の監理団体の役職員
 - ⑧ 申請者(監理団体)に取次ぎを行う外国の送出機関の現役又は過去5年以内の役職員
 - ⑨ 過去に技能実習に関して不正等を行った者など、外部役員による確認の公正が害されるおそれがあると認められる者
 - ※ ④⑦について、監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する役員(専門的な知識の経験に基づき現に監理事業に従事している員外役員)及び指定外部役員に指定されている役員は外部役員として認められる。
- (3) 外部役員は、監理団体の各事業所について監査等の業務の遂行状況を3か月に1回以上確認。その結果を記載した書類を作成。

外部監査人を置く方法(外部監査の措置)

- 外部監査人(法人も可)は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの監査を、法人外部から実施
- (1)外部監査人は、過去3年以内に指定された講習を受講した者でなければならない。
- (2)外部監査人は、上記(2)の①から⑨までに相当する者及び法人であって監理団体の許可の欠格事由に該当する者、個人であって監理団体の許可 に係る役員関係の欠格事由に該当する者であってはならない。
- (3)外部監査人は、監理団体の各事業所について監査等の業務の遂行状況を3か月に1回以上確認。その結果を記載した書類を作成。
- (4)外部監査人は、監理団体が行う実習実施者への監査に、監理団体の各事業所につき1年に1回以上同行して確認。その結果を記載した書類を作成。

外国の送出機関





○ 外国の送出機関とは(法第23条第2項)

団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐことができる者として主務省令で定める要件に適合するものをいう。

外国の送出機関の要件

- (1) 所在する国の公的機関から技能実習の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐことができるものとして推薦を受けていること
- (2) 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者のみを適切に選定して、日本への送出しを行うこと
- (3)技能実習生等から徴収する手数料その他の費用について、算出基準を明確に定めて公表するとともに、 当該費用について技能実習生等に対して明示し、十分に理解をさせること
- (4)技能実習を修了して帰国した者が、修得した技能を適切に活用できるよう、就職先のあっせんその他の必要な支援を行うこと
- (5)フォローアップ調査への協力等、法務大臣、厚生労働大臣、外国人技能実習機構からの要請に応じること
- (6) 当該機関又はその役員が、日本又は所在する国の法令に違反して、禁錮以上の刑又はこれに相当する外国の法令による刑に処せられ、 刑の執行の終了等から5年を経過しない者でないこと
- (7) 所在する国又は地域の法令に従って事業を行うこと
- (8) 保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生の日本への送出しに関連して、 技能実習生又はその家族等の金銭又はその他の財産を管理しないこと
- (9)技能実習に係る契約不履行について、違約金を定める契約や不当に金銭その他の財産の移転をする契約を締結しないこと
- (10) 技能実習生又はその家族等に対して(8)(9)の行為が行われていないことを技能実習生から確認すること
- (11) 過去5年以内に偽造・変造された文書の使用などの行為を行っていないこと
- (12)その他、技能実習の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐために必要な能力を有すること

二国間取決めを作成した国

○ 送出国の政府が、上記(1)~(12)の確認を行い、適切な送出機関を認定する。

技能実習制度に関する二国間取決め



作成のねらい

○ 日本と送出国が技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ること

実施事項の骨子

日本側

- 技能実習法の基準に基づき、監理団体の許可・ 技能実習計画の認定を適切に行う。
- 送出国側が認定した送出機関及び認定を取り消した送出機関を日本で公表し、送出国側が認定した 送出機関からの技能実習生のみを受け入れる。
- 監理団体・実習実施者に対して、許認可の取消や 改善命令を行った場合は、その結果を送出国側に 通知する。

送出国側

- 本協力覚書の<u>認定基準</u>に基づき、送出機関の認定を 適切に行う。
 - 「・制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者」 を選定すること
 - ・帰国した者が技能等を活用できるよう就職先の あっせんその他の支援を行うこと
 - ・保証金の徴収、違約金契約をしないこと
 - 技能実習生に対する人権侵害をしないこと
- 送出機関の認定を取り消したときは、日本側に通知 する。
- 日本側から不適切な送出機関についての通知を受けたときは、調査を行い適切に対処する。また、その結果を日本側に通知する。

両国共通の事項

○ 技能実習制度についての定期的な意見交換

作成状況:計14か国 (R5.5月時点) ベトナム(H29.6月)、カンボジア(H29.7月)、インド(H29.10月)、フィリピン(H29.11月)、 ラオス(H29.12月)、モンゴル(H29.12月)、バングラデシュ(H30.1月)、スリランカ(H30.2月)、 ミャンマー(H30.4月)、ブータン(H30.10月)、ウズベキスタン(H31.1月)、パキスタン(H31.2月)、 タイ(H31.3月)、インドネシア(R1.6月)

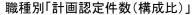
技能実習制度の現状

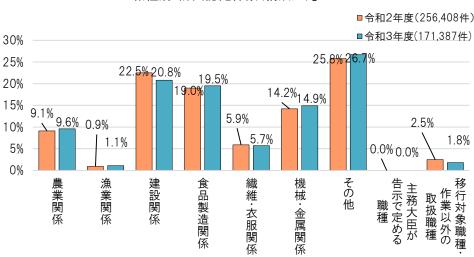
世界をつなぐ。未来をつくる。 I S A Immigration Services Agency

令和4年末の技能実習生の数は、324,940人



職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 が多い。





※「その他」には、家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、紙器・段ボール箱製造、陶磁器工 業製品製造、自動車整備、ビルクリーニング、介護、リネンサプライ、コンクリート製品製造、宿泊、RPF製造、鉄道施設保守整備、ゴム製品 製造の職種が含まれる。

※本件数は当該年度に技能実習計画の認定を受けた件数であり、未入国の者等を含むため、在留者数とは一致しない。

(令和3年度「外国人技能実習機構統計」)

受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③フィリピン

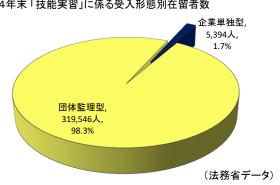
令和4年末 在留資格「技能実習」在留外国人国籍別構成比(%)

(法務省データ)



団体監理型の受入れが98.3%

令和4年末「技能実習」に係る受入形態別在留者数



職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数(令和4年6月末時点:327,689人)



管理庁

	出入国在留管
ISA	Immigration Services Agen

 農業関係(2職種6作 	業)(28,902人)		(人)
職種名		作業名	在留者数
耕種農業●	施設園芸		12,922
(23,085人)	畑作・野菜		9,726
	果樹		437
畜産農業●	養豚		1,139
(5,817人)	養鶏		1,937
	酪農		2,741

2 漁業関係(2職種10作業)	(2,974人)	(人)
職種名	作業名	在留者数
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業	349
(1,570人)	延縄漁業	69
	いか釣り漁業	177
	まき網漁業	478
	ひき網漁業	263
	刺し網漁業	36
	定置網漁業	144
	かに・えびかご漁業	54
	棒受網漁業△	0
養殖業●(1,404人)	ほたてがい・まがき養殖	1,404

3 建設関係(22職種33f 職種名	作業名	(人) 在留者数
さく井	バーカッション式さく井工事	<u>гшн</u>
(382人)	ロータリー式さく井工事	28
建築板金	ダクト板金	77
(1,679人)	内外装板金	90
令凍空気調和機器施工(702)		70
建具製作(274人)	木製建具手加工	27
建築大工(3,850人)	大工工事	3,85
型枠施工(8,621人)	型枠工事	8,62
跌筋施工(8,016人)	鉄筋組立て	8,01
とび(20,429人)	とび	20,42
5材施工	石材加工	21
(453人)	石張り	23
タイル張り(700人)	タイル張り	70
かわらぶき (476人)	かわらぶき	47
左 官 (2,449人)	左官	2,44
	建築配管	2,31
(2,999人)	プラント配管	68
熟絶縁施工(1,003人)	保温保冷工事	1,00
内装仕上げ施工	ブラスチック系床仕上げ工事	3:
(3.959人)	カーペット系床仕上げ工事	13
,	鋼製下地工事	53
	ボード仕上げ工事	2,35
	カーテン工事	62
ナッシ施工(388人)	ビル用サッシ施工	38
防水施工(2,702人)	シーリング防水工事	2,70
コンクリート圧送施工(<mark>730</mark>)) コンクリート圧送工事	73
ウェルポイント施工(<mark>58人</mark>)	ウェルボイント工事	Į.
表 装(572人)	壁装	57
建設機械施工●	押土・整地	46
(11,426人)	積込み	65
	掘削	7,56
	締固め	2,74
築 炉(171人)	築炉	17

4 食品製造関係(11職種18作業	美)(63,471人)	(人)
職種名	作業名	在留者数
缶詰巻締●(536人)	缶詰巻締	53
食鳥処理加工業 ● (3,779人)	食鳥処理加工	3,77
加熱性水産加工食品製造業●	節類製造	35
(5,362人)	加熱乾製品製造	81
	調味加工品製造	4,10
	くん製品製造	8

4 食品製造関係(11職種18作業)(終	記 き)	(人)
職種名	作業名	在留者数
非加熱性水産加工食品製造業●	塩蔵品製造	6,306
(10,381人)	乾製品製造	2,052
	発酵食品製造	1,165
	調理加工品製造	127
	生食用加工品製造	731
水産練り製品製造(1,205人)	かまぼこ製品製造	1,205
牛豚食肉処理加工業●(2,304人)	牛豚部分肉製造	2,304
ハム・ソーセージ・ベーコン製造(2,325人)	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	2,325
パン製造(4,393人)	パン製造	4,393
そう菜製造業● (31,341人)	そう菜加工	31,341
農産物漬物製造業●△(440人)	農産物漬物製造	440
医療・福祉施設給食製造●△(1,405人)	医療・福祉施設給食製造	1,405
<u> </u>	·	

5 繊維・衣服関係(13職種22作業)	(18,279人)	(人)
職種名	作業名	在留者数
紡績運転●	前紡工程	35
(402人)	精紡工程	124
	巻糸工程	19
	合ねん糸工程	224
織布運転●	準備工程	93
(804人)	製織工程	684
	仕上工程	27
染 色	糸浸染	142
(492人)	織物・二ット浸染	350
ニット製品製造	靴下製造	194
(288人)	丸編み二ット製造	94
たて編二ット生地製造● (144人)	たて編二ット生地製造	144
婦人子供服製造(12,093人)	婦人子供既製服縫製	12,093
紳士服製造(809人)	紳士既製服製造	809
下着類製造●(620人)	下着類製造	620
寝具製作(383人)	寝具製作	383
カーペット製造●△	織じゅうたん製造	1
(142人)	タフテッドカーペット製造	34
	ニードルバンチカーペット製造	107
帆布製品製造(715人)	帆布製品製造	715
布はく縫製(179人)	ワイシャツ製造	179
座席シート縫製● (1,208人)	自動車シート縫製	1,208

7	6 機械・金属関係(15職種29作業) (49,692人)	(人)
3	職種名	作業名	在留者数
4	鋳 造	铸鉄鋳物鋳造	2,033
8	(2,990人)	非鉄金属鋳物鋳造	957
3	鍛造	ハンマ型鍛造	63
4	(352人)	プレス型鍛造	289
0	ダイカスト	ホットチャンバダイカスト	113
8	(1,412人)	コールドチャンバダイカスト	1,299
2	機械加工	普通旋盤	2,596
0	(9,337人)	フライス盤	1,789
8		数值制御旋盤	3,024
2		マシニングセンタ	1,928
5	金属プレス加工(7,576人)	金属プレス	7,576
5	鉄工(3,858人)	構造物鉄工	3,858
5	工場板金(3,096人)	機械板金	3,096
0	めっき	電気めっき	2,025
1	(2,488人)	溶融亜鉛めっき	463
	アルミニウム陽極酸化処理(367人)	陽極酸化処理	367
	仕上げ	治工具仕上げ	279
1	(1,975人)	金型仕上げ	300
5		機械組立仕上げ	1,396

6 機械・金属関係(15職種29件	F業) (続き)	(人)
職種名	作業名	在留者数
機械検査(5,003人)	機械検査	5,003
機械保全(1,921人)	機械系保全	1,921
電子機器組立て(6,564人)	電子機器組立て	6,564
電気機器組立て	回転電機組立て	385
(1,822人)	変圧器組立て	72
	配電盤・制御盤組立て	890
	開閉制御器具組立て	299
	回転電機巻線製作	176
プリント配線板製造	プリント配線板設計	30
(931人)	プリント配線板製造	901

7 その他(20職種37作業)((人)
職種名	作業名	在留者数
家具製作(1,837人)	家具手加工	1,837
印刷	オフセット印刷	1,100
(1,235人)	グラビア印刷●△	135
製 本(1,628人)	製本	1,628
ブラスチック成形	圧縮成形	1,374
(15,904人)	射出成形	13,053
	インフレーション成形	528
	ブロー成形	949
強化プラスチック成形(685人)	手積み積層成形	685
塗装	建築塗装	2,686
(10,551人)	金属塗装	4,48
•	鋼橋塗装	389
	噴霧塗装	2,995
容接●	手溶接	2,679
(17,710人)	半自動溶接	15,03
工業包装(10,580人)	工業包装	10,580
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き	360
(1,770人)	印刷箱製箱	37.
(=)	貼箱製造	186
	段ボール箱製造	849
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形	3
(167人)	圧力鋳込み成形	2
(1077()	バッド印刷	103
自動車整備● (3.741人)	自動車整備	3,74
ロショー (3,7 17人) ビルクリーニング (4,717人)	ビルクリーニング	4,71
介 護●(15,011人)	介護	15,01
<u>パー 暖♥(15,011人)</u> リネンサプライ●△(1,455人)	リネンサプライ仕上げ	1,45
ジャンジンフィ♥△ (1,+33人) コンクリート製品製造● (712人)	コンクリート製品製造	71:
コンググート製品製造● (712人) 宿泊●△ (347人)	接客・衛生管理	347
旧石♥△(34/人) RPF製造●(38人)	RPF製造	38
KFF袋追♥(30人) 鉄道施設保守整備●(3人)	軌道保守整備	30
跃追加政保守整備●(3人) ゴム製品製造●△	成形加工	239
	押出し加工	
(283人)	押出し加工 混練り圧延加工	3:
	海合精層加工	1.
鉄道車両整備●		
	走行装置検修・解ぎ装	
(0人)	空気装置検修・解ぎ装	(

8 主務大臣が告示で定める職種(社内検定型の職種・作業(1職種3作業))(0人)	(人)
職種名	作業名	在留者数
空港グランドハンドリング●	航空機地上支援	0
(0人)	航空貨物取扱	0
	客室清掃△	0

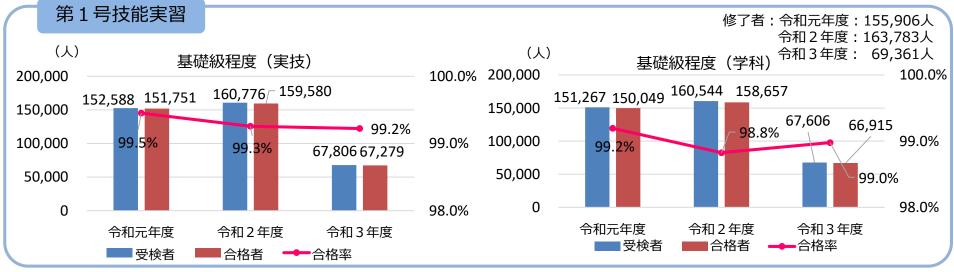
⁹ その他非移行対象職種等(3,958人)

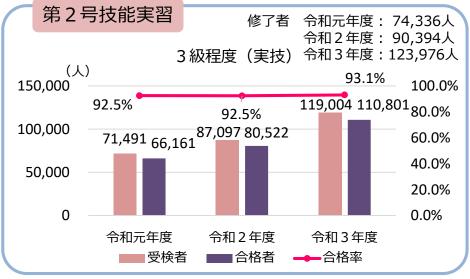
技能検定等の受検状況

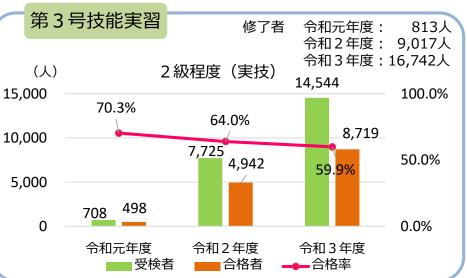


- 〇 第1号・第2号技能実習修了時の技能検定等(注)の合格率は90%以上
- (注)技能検定又は技能実習評価試験

○ 第3号技能実習修了時の技能検定等の合格率は60%前後







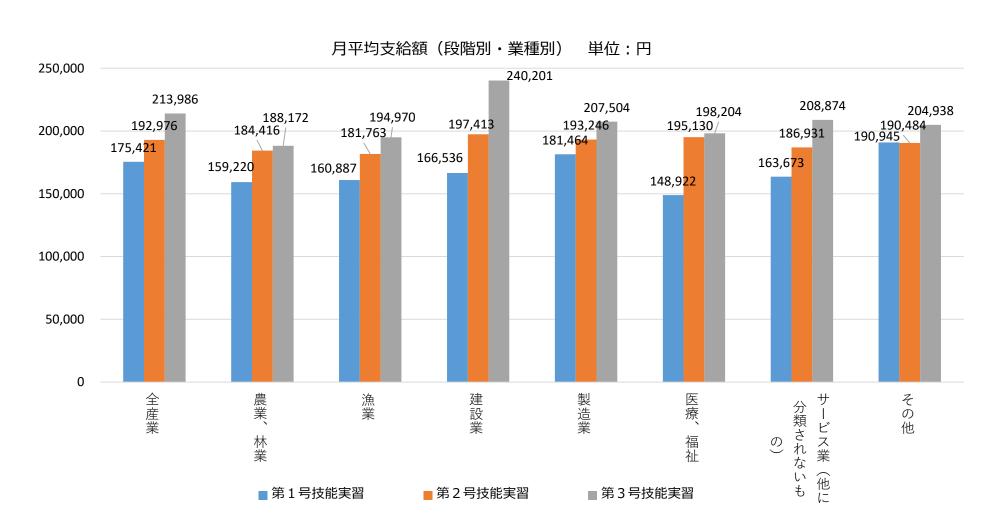
※ 第2号技能実習及び第3号技能実習については、学科試験の受検が義務化されていないため、集計していない。

(出典) 外国人技能実習機構「令和元年度における技能実習の状況について」 、「令和2年度における技能実習の状況について」、「令和3年度における技能 実習の状況について」

技能実習生に対する賃金の支払状況(令和3年度)



- 大部分の業種において技能実習の段階が上がるにつれて支給賃金は高くなっている。
- 技能実習の段階ごとにみると、最も高いものは第1号ではその他(19万945円)、第2号及び第3号ではいずれも建設業(第2号:19万7,413円、第3号:24万201円)となっている。



技能実習生の来日前の支払費用、借金の実態



技能実習生が来日前に母国の送出機関や仲介者(送出機関以外)に支払った費用の平均額は 54万2,311円

母国の送出機関や仲介者(送出機関以外)への手数料の支払の有無とその金額 支払費用の平均額(国籍別) <支払の状況> (n=2,182)¥688,143 送出機関のみ 1,572人 ¥591,777 支払 ¥573,607 仲介者(送出機関以外)のみ 11人 支払額の平均 あ (n=1,369)送出機関及び仲介者の双方 231人 ¥287,405 542,311円 ¥235,343 いずれにも支払なし 294人 ¥94,821 いずれか一方への支払について不明 74人 ベトナム 中国 (n=659)(n=281)(n=68)(n=242)(n=39)(n=80)

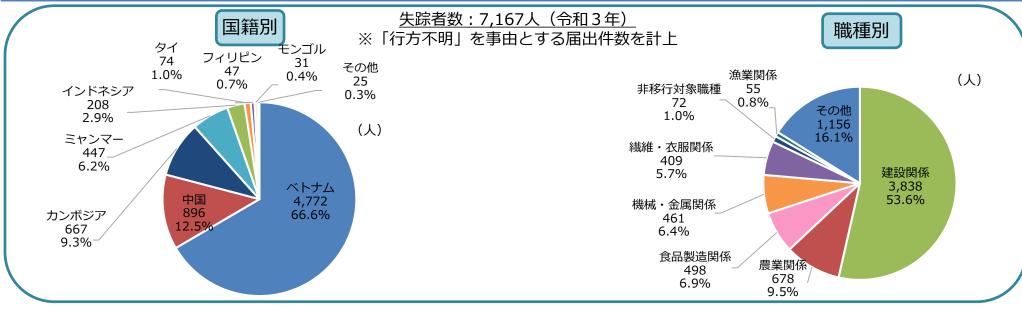
来日前に借金をしている者は全体の約55%。借金の平均額は54万7,788円



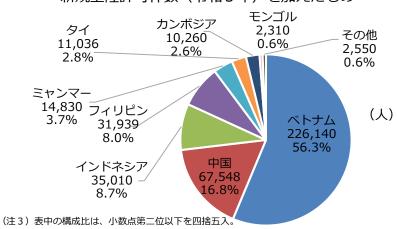
技能実習生の失踪状況



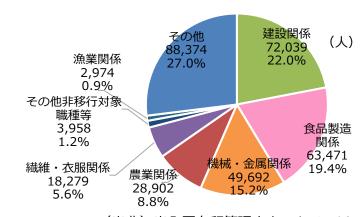
- 令和3年における技能実習生の失踪者数は7,167人であり、技能実習生数(注1)に占める割合は1.8%
- 国籍別では、技能実習生数と比較して「フィリピン」の失踪者全体に占める割合が低く、「カンボジア」の割合が高い傾向にある。
- 職種別では、在留技能実習生数(注 2)と比較して「食品製造関係」の失踪者全体に占める割合が低く、「建設関係」の割合が高い傾 向にある。



(注1) 在留技能実習生数(令和2年末)に在留資格「技能実習」の 新規上陸許可件数(令和3年)を加えたもの



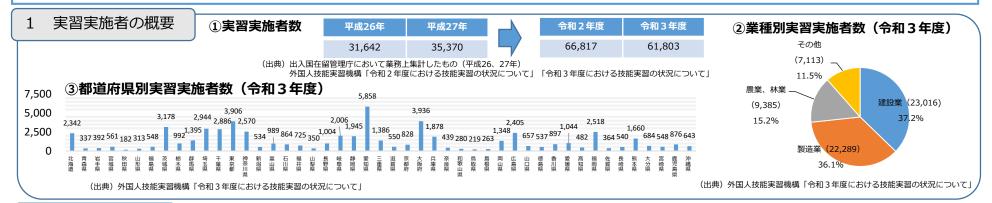
(注2) 職種別の在留技能実習生数(令和4年6月末、速報値)



実習実施者及び監理団体の概要



- 実習実施者数は、令和3年度時点で61,803機関と、平成27年からの6年間で約1.7倍に増加。建設業と製造業で7割以上を占める。
- 監理団体数は、令和4年11月時点で3,599団体と増加傾向にある。団体種別では中小企業団体が9割を占める。
- 監理団体のうち、複数の事業所を設けているものは151団体(全体の約5%)。



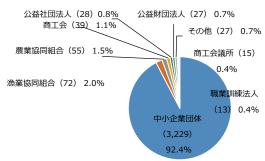
監理団体の概要

①監理団体数



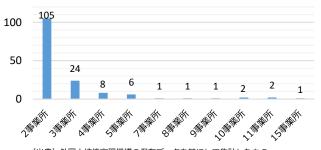
(出典) 出入国在留管理庁において業務上集計したもの(平成26、27年) 外国人技能実習機構「令和2年度業務統計」「令和3年度業務統計」 出入国在留管理庁ホームページ(令和5年4月)

②団体種別内訳(令和3年度)



(出典) 出入国在留管理庁において業務ト集計したもの

③複数の監理事業所数を有する監理団体の 事業所数の内訳(令和2年度、暫定値)



(出典) 外国人技能実習機構の保有データを基にして集計したもの

4 監理団体による実習監理の満足度に関する実習実施者へのアンケート結果

○実習実施者に対して、監理団体による実習監理の満足度に関するアンケートを実施したところ、 満足度の高い項目として、順に「技能実習制度に対する理解の促進」(80.8%)、「監査・指導を 通じた改善点等の指摘 | (76.8%)、「技能実習生との間にトラブルが生じた際の支援 | (75.7%) が挙げられる。

(出典) 出入国在留管理庁「特定技能制度及び技能実習制度に関する意識調査(令和4年7月) |

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



■満足 ■不満 ■ どちらでもない・わからない

監理団体が実習実施者から徴収する監理費等の額



1 監理費の平均値

監理団体が実習実施者から徴収する監理費(注1)について、初期費用、定期費用及び不定期費用(注2)の各平均値は下表のとおり。

初期費用	定期費用(1号)	定期費用(2号)	定期費用(3号)	不定期費用
^(一人当たりの徴収額)	(-人当たりの月額)	(一人当たりの月額)	(-人当たりの月額)	(一人当たりの徴収額)
(n=631)	(n=631)	(n=631)	(n=386)	(n=631)
341,402	30,551	29,096	23,971	

(注1) 監理団体が技能実習法令に規定する監理事業(実習生のあっせん及び実習監理)を行う上で、通常要する費用として実習実施者から徴収する経費(実費に限る。)であり、職業紹介費・講習費・監査指導費等が該当する。

(注2) 用語の説明

- ○初期費用:監理団体が実習実施者から、外国人技能実習生1名を受け入れる際に最初に徴収する監理費
- ○定期費用:監理団体が実習実施者から、定期的にきまって徴収する監理費
- ○不定期費用:監理団体が実習実施者から、費用の発生ごとに徴収する監理費
- (参考)上記集計結果を基に、外国人技能実習生1名を受け入れるに当たって、技能実習修了までに要する費用の各平均値を合計(初期費用+ 各号の定期費用の年額)すると、技能実習2号(3年間)までは約141万円、技能実習3号(5年間)までは約198万円であった。

2 監理費の内訳

監理団体が実習実施者から徴収した監理費の主な内訳は、以下のとおり。

- ○初期費用:入国後講習に要する費用、募集・選抜に要する費用、入国後講習における手当
- ○定期費用:監査・訪問指導費用、送出機関に支払う費用、帰国のための渡航費
- ○不定期費用:一時帰国に係る渡航費、帰国のための渡航費、来日する際の初回の渡航費

3 監理費の種類別の平均値

(単位:円)

	初期費用 (一人当たりの徴収額) (n=631)	定期費用(1号) (一人当たりの月額) (n=631)	定期費用(2号) (-人当たりの月額) (n=631)	定期費用(3号) (一人当たりの月額) (n=386)	不定期費用 (一人当たりの徴収額) (n=631)
職業紹介費	88, 350	8, 467	8, 011	6, 479	2, 259
監査指導費	802	14, 554	13, 742	11, 522	272
講習費	159, 579	614	228	37	4, 079
その他諸経費	92, 671	6, 916	7, 114	5, 934	148, 171

(出典) 外国人技能実習機構「監理団体が実習実施者から徴収する監理費等の費用に係るアンケート調査」(令和4年1月24日公表)

外国人技能実習機構の概要



- 主務大臣(法務大臣、厚生労働大臣)
- ・出入国在留管理庁長官



外国人技能実習機構(平成29年1月25日設立)

本部事務所 Tel.03-6712-1523 (代表)

東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3 階

人員:97人

理事長

(主務大臣が任命)

監事 (2人以内) (主務大臣が任命)

理事

(3人以内) (理事長が主務大臣の 認可を受けて任命)

監査室

総務部

国際部

指導援助部

技能実習部

地方事務所 全国13か所:本所8か所・支所5か所(管轄地) 人員:490人

- ○札幌事務所(北海道)
- ○仙台事務所(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)
- ○東京事務所(栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、山梨県)
 - ・水戸支所(茨城県)・長野支所(長野県、新潟県)
- ○名古屋事務所(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)
 - ·富山支所(富山県、石川県、福井県)
- ○大阪事務所(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
- ○広島事務所(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
- ○高松事務所(徳島県、香川県)
 - ·松山支所(愛媛県、高知県)
- ○福岡事務所(福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県)
 - · 熊本支所(熊本県、宮崎県、鹿児島県)

組織形態

○認可法人

発起人が設立を発起し、主務大臣が設立認可

所掌事務

- ○送出機関情報の収集・管理
- ○二国間取決めに基づく定期協議
- ○監理団体の許可に関する調査
- ○<u>実習実施者・監理団体に対する報告要求、</u> 徴収、実地検査等
 - ・監理団体(約3,600団体)への実地検査を年1回実施
 - ・実習実施者(約62,000社(R3年度時点)へ の実地検査を実施(3年間で全数を網羅)
- ○技能実習に関する各種報告(監理団体からの 監査報告、技能実習実施困難時の報告、実習 実施者からの実施状況報告等)の受理
- ○技能実習計画の認定
- ○技能実習継続支援
- ○実習実施者の届出の受理
- ○技能実習生の母国語相談対応・援助・保護
- ○技能実習に関する調査・研究

技能実習制度における実地検査、行政処分等の状況(旧制度、現行制度)



出入国在留管理庁

- 実地検査件数について、旧制度の直近3年分は968件、現行制度の直近3年分は66,995件となっている。
- 行政処分の件数について、旧制度の直近3年分は725件、現行制度の直近3年分は333件となっている。

実地検査の件数

	旧制度			
	平成27年 平成28年 平成2			
実習実施者	394	208	124	
監理団体	92	80	70	
合計	486	288	194	

(出典) 出入国在留管理庁において業務上集計したもの

	令和元年
実習実施者	14
監理団体	3
∧= ⊥	10

	現行制度			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
実習実施者	14,970	17,308	24,105	
監理団体	3,087	3,363	4,162	
合計	18,057	20,671	28,267	

(出典) 外国人技能実習機構「令和元年度業務統計」 「令和2年度業務統計」、「令和3年度業務統計」

行政処分等の件数

許可・認定の取消し(旧制度は不正行為による受入れ停止)の件数

(単位:機関数)

受入れ種別			旧制度	
		平成27年	平成28年	平成29年
企業単独型		3	2	3
団体監理型	実習実施者	238	202	183
	監理団体	32	35	27
合計		273	239	213

	一直
(2)	改善命令の件数

受入れ種別				旧制度		
		平成2	27年	平成28年	平成	29年
企業単独型						
団体監理型	実習実施者		対	抗データな	U	
	監理団体					
合計						

現行制度					
令和元年度	令和2年度	令和3年度			
0	1	1			
23	76	176			
4	13	13			
27	90	190			

(単位:機関数)

現行制度				
令和元年度	令和2年度	令和3年度		
0	0	0		
2	6	6		
0	2	10		
2	8	16		

○受入れ企業への認定の取消し (旧制度は不正行為)の上位3事

〈平成29年(旧制度)〉

- 賃金等の不払 136件
- 偽造文書等の行使・提供 51件
- 労働関係法令違反(注) 24件

<令和3年度(現行制度)>

労働関係法令違反(注) 68件

30件

- 2 賃金等の不払
- 計画外の作業に従事 27件
- (注) 「賃金等の不払」に該当する行為を除く。(現行制度 においては、賃金等の不払により刑罰が確定した者 を含む。)
- (出典) 出入国在留管理庁において業務上集計したもの 2

外国人技能実習機構による相談対応・情報発信の概要



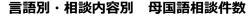
- 外国人技能実習機構における相談件数は、平成29年度から一貫して大幅に増加している。
- 技能実習生等を対象に、制度概要や相談先などを紹介する動画を10か国語で作成し、SNS等で発信するなど、より分かりやすい情報発信に取り組んでいる。

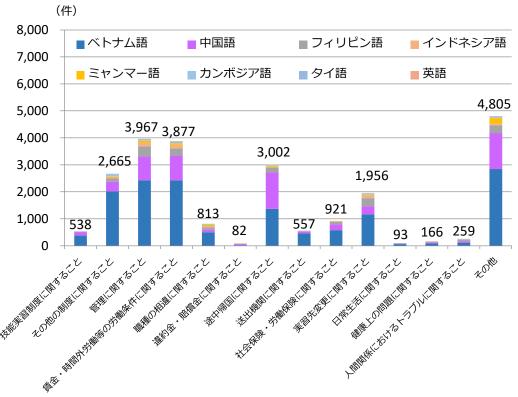
外国人技能実習機構による母国語相談件数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
技能実習生の在留者数(人)	274,233	328,360	410,972	378,200	276,123
相談件数(件)	854	2,695	7,452	13,353	23,701

(出典) 外国人技能実習機構「平成29年度業務統計」、「平成30年度業務統計」、「令和元年度業務統計」、「令和2年度業務統計」、「令和3年度業務統計」

外国人技能実習機構による情報発信





【アプリによる情報発信】

- ・日本語教育アプリ『げんばのにほんご』
- ・「技能実習生手帳」アプリ
- ※ 入管職員から、技能実習生の入国時に「技能実習生手帳」を 一人一人に手交

【外国人技能実習機構HPにおける多言語での情報発信】

・技能実習に関する情報のみならず、地域の防災情報等を発信

相談対応・情報発信に係る最近の取組

- ●技能実習生等を対象に制度概要や相談先などを紹介する動画を 1 0 か国語で作成(YouTube)
- ●上記動画について、入管庁HPやSNS等で発信するとともに、送出 国政府に対して周知依頼
- 外国人技能実習機構に「技能実習SOS・緊急相談専用窓口」を 開設し、暴行・脅迫等の緊急案件を迅速に把握の上、技能実習生 の一時保護及び実習実施者等への指導を一体的に実施する体制を 構築

失踪防止のためのリーフレットを作成し、地域協議会や事業協議会等を通じて、業所管省庁や関係機関に協力を要請

2021.6

2021.3

2021.4

実習先変更支援(実習継続困難時)の概要



実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合

監理団体等

技能実習実施困難時届出

外国人技能実習機構



実習生が技能実習の継続を希望

<転籍に向けた取組>

○ 他の実習実施者・監理団体等と の連絡調整

> 監理団体が技能実習牛の転籍を あっせん



<転籍に関する支援>

- 「監理団体向け実習先変更支援サイト」を整備 (注1) 令和4年10月31日時点で監理団体2,583機関が利用者登録
- 外国人技能実習機構による個別支援を実施(注2) 技能実習生の希望等に沿って転籍先となり得る監理団体 等の情報を提供
 - (注1)技能実習生の受入れ先となり得る監理団体の情報について、情報の受付 及び提供を行う。
 - (注2)監理団体等が転籍先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合

(参考) 転籍は、やむを得ない事情(現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿 わない事情)がある場合に認められる。

- 実習実施者の経営上・事業上の都合
- 実習認定の取消し
- 実習実施者における労使間の諸問題
- 実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等

技能実習生の転籍件数(推計値・暫定値)(※)

実習実施者等の受入れ側の都合により実習実施困難となった 技能実習生の80%以上で転籍が成立

※ 監理団体等からの技能実習法第33条第1項等に基づく技能実習実施困難時届出 のうち、監理団体や実習実施者都合によるもの(令和2年度の8,241件)と、技能 実習生からの入管法第19条の16第1号に基づく活動機関(実習実施者)の移籍に 関する届出(令和2年度の約6,700件)を使用して推計したもの。

外国人技能実習機構における 実習先変更個別支援受理件数

単位:件数

	平成29年 度	平成30年	令和元年 度	令和2年 度	令和3年 度
実習先 変更支援	20	36	54	49	39

実習先変更に関する関係規定及び運用要領(抜粋)



実習途中での実習先変更について

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省・厚生労働省令第3号)第10条(抜粋)

- 2 法第九条第二号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準のうち技能実習の内容に係るものは、次のとおりとする。
 - 三 技能実習生が次のいずれにも該当する者であること。
 - チ 同じ技能実習の段階(第一号技能実習、第二号技能実習又は第三号技能実習の段階をいう。)に係る技能実習を過去に行ったこと がないこと(やむを得ない事情がある場合を除く。)。

「技能実習制度運用要領~関係者の皆さまへ~」(令和4年10月 出入国在留管理庁・厚生労働省編)(59~60ページ抜粋)

○ 規則第 10 条第2項第3号チの「同じ技能実習の段階(第一号技能実習、第二号技能実習又は第三号技能実習の段階をいう。)に係る 技能実習を過去に行ったことがないこと(やむを得ない事情がある場合を除く。)」については、技能実習は段階的に技能等の修得等を行う ものであるため、同じ段階の技能実習を過去に行ったことがないことを求めるものです。同じ段階の技能実習を再度行うことが認められる やむを得ない事情としては、以下のものが該当します。(中略)

② 転籍

実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による実習先の変更の場合が該当します。なお、専ら技能実習生の都合によるものは認められません。

実習先変更に関する関係規定及び運用要領(抜粋)



次段階への移行の際の実習先変更について

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省・厚生労働省令第3号)第10条(抜粋)

2 法第九条第二号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準のうち技能実習の内容に係るものは、次のとおりとする。

四 申請者が次のいずれにも該当する者であること。

ロ 第二号技能実習に係るものである場合にあっては、当該技能実習計画に係る技能実習生に第一号技能実習を行わせた者であること(第一号技能実習を行わせた者が第二号技能実習を行わせることができない場合、第一号技能実習を行わせた者が第二号<u>技能</u> 実習を行わせることが適当でない場合その他やむを得ない事情がある場合を除く。)。

「技能実習制度運用要領~関係者の皆さまへ~」(令和4年10月 出入国在留管理庁・厚生労働省編)(62~63ページ抜粋)

- 第1号及び第2号の技能実習の合計3年間については、基礎的な技能等を効果的・効率的に修得等する期間であるため、同一の実習 実施者において計画的かつ効率的に一貫して技能等を修得・習熟させることが重要です。したがって、第2号の技能実習計画に係る申請 者はその技能実習生に第1号技能実習を行わせた者であることが求められます。
- ただし、第1号技能実習と同一の実習実施者でないことについて、やむを得ない事情がある場合は、例外的に第1号技能実習 を行わせた者以外の申請者も認められます。やむを得ない事情がある場合に該当するのは、例えば、以下のとおりです。
- ・第1号技能実習を行わせた実習実施者の倒産・経営状態悪化・第1号技能実習を行わせた実習実施者における実習認定の取消し
- ・ 第1号技能実習を行わせた実習実施者における労使間の諸問題 ・ 第1号技能実習を行わせた実習実施者における対人関係の諸問題
- ・その他、第1号技能実習を行わせた実習実施者で技能実習を続けさせた場合において技能実習の適正な実施が期待できないと認められるとき
- なお、第3号技能実習については、基礎的な技能等を効果的・効率的に修得等する期間は修了しており、いわゆる応用段階の実習になることから、 第2号技能実習を行わせた実習実施者と同一の者の下での技能実習であることを必ずしも求めていません。技能実習生の意向に基づいて、実習先を選択することが可能となっています。

技能実習生への一時宿泊先の提供



<u>監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因</u>し、<u>技能実習生が監理団体や実習実施者が確保</u> <u>する宿泊施設に宿泊できない、又は宿泊することが相当でない場合</u>には、外国人技能実習機構が<u>一時宿泊先の提</u> 供等の支援を行う。

·時宿泊先の提供に関する支援の流れ

技能実習生から外国人技能実習 機構(本部又は地方事務所・支 所)へ相談

- ・事情等の聴取、確認
- 一時宿泊先提供の必要性を 判断



−時宿泊先の提供

- ・外国人技能実習機構は、あらかじめ旅館ホテルの団体と協定を締結
- 一時宿泊先の提供が必要と判断した場合は、当該協定に基づき、技能実習生に一時宿泊先を提供



一時宿泊施設における支援

- ・技能実習生に対する宿泊先と 食事等の提供
- ・新たな実習先の確保等の支援 (費用は外国人技能実習機構 が負担)。

宿泊支援、宿泊支援協定締結対象施設

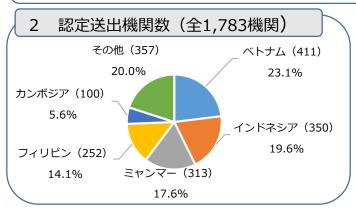
- 〇 令和3年度末時点で、宿泊支援件数は、117件 (事業を開始した平成30年4月からの累計)
- 宿泊支援協定締結対象施設は、386か所

技能実習MOCに基づく送出国政府への通報状況

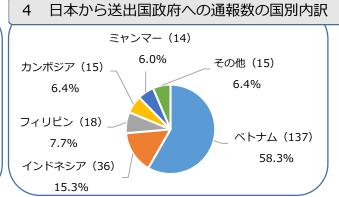


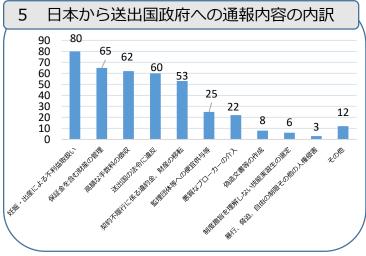
- これまで(2023年3月時点)日本から送出国政府に対して認定送出機関の不適正事案235件を通報した。通報内容で最も多いのは「妊娠・出産による不利益取扱い」、次いで「保証金を含む財産の管理」である。
- 送出国においては、日本からの通報を受けて認定送出機関に対する所要の調査を行った上、処分や指導を行う。処分等を終えた事案では34機関が送出機関の認定が取り消されている。

1 MOC作成国(14カ国) ベトナム(2017.6.6)、カンボジア(2017.7.11)、インド(2017.10.17)、フィリピン(2017.11.21)、 ラオス(2017.12.9)、モンゴル(2017.12.21)、バングラデシュ(2018.1.29)、スリランカ(2018.2.1)、ミャンマー(2018.4.19)、 ブータン(2018.10.3)、ウズベキスタン(2019.1.15)、パキスタン(2019.2.26)、タイ(2019.3.27)、インドネシア(2019.6.25)



3 相互の通報状況 通報 235件 (注) ①不適切な行為が疑われるとして通報 230件 ②失踪者の発生が著しいとして通報 5件 日本 送出国 政府 通報 21件 (注) 同一の機関について複数回通報している場合 もある。





	6	
	不適切な行為が疑われるとして通報した機関	全178機関
	①送出機関としての認定を取り消された機関	34機関
	②送出国政府による指導等が行われ改善されたと報告があった機関	28機関
	③送出国政府による調査の結果、不適切な行為が認められなかったと報告のあった機関	12機関
	④送出国政府において調査中の機関	104機関
	失踪者の発生が著しいとして通報した機関	全5機関
	①送出機関としての認定を取り消された機関	4機関
	②日本側において一定期間新規受入れ停止中の機関(改善が認められていない機関)	1機関
(③日本側において改善されたと認めた機関	0 機関
\	(注) 相手国政府の報告に基づく。	

学出見における日本からの選起に対する対応性に

技能実習制度における入国後講習



- 〇実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体は、技能実習生の<u>入国後</u>、技能等の修得を行わせる前に<u>講習</u>を行わなければならない。(法第2条 第2項第1号又は同条第4項第1号)
- ※ 講習期間中は技能実習生を業務に従事させてはならない。(規則第10条第2項第7号二)
- ※ 監理団体又は実習実施者が手当の支給等により、技能実習生が入国後講習に専念するための措置を講じなければならない。(規則第14条第2号)

実施科目について(規則第10条第2項第7号ロ)※①から④の全科目必須

科目	講習内容	講習 時間
①日本語	技能実習の遂行や日常生活に不自由しない水準の日本語教育	任意
②本邦での生活一般に関する知識	交通ルール、公共機関の利用方法、国際電話のかけ方、買い物の仕方、ゴミの出し 方、銀行・郵便局の利用方法等、感染症対策・防災情報の周知など	任意
③出入国又は労働に関する法令の規定に 違反していることを知ったときの対処方 法その他技能実習生の法的保護に必要な 情報	技能実習法令・入管法令・労働関係法令、監理団体等の法令違反を知ったときの対応方法(機構の母国語相談や労働基準監督署への相談等)、賃金未払時の立替払・休業補償・厚生年金の脱退一時金・健康保険の出産手当金・出産育児一時金等の制度、やむを得ず転籍する場合の対応方法等 ※団体監理型においては、監理団体及び実習実施者以外で十分な知識を有する外部講師が実施	8 時間 以上
④本邦での円滑な技能等の修得等に資す る知識	機械の構造・操作に関する知識、技能実習への心構え、企業内ルール、施設見学 (※)など ※見学の一環で業務を行わせることは不可	任意

実施時間数について(規則第10条第2項第7号八)

(原則)

○ 総時間数が、技能実習生が本邦において行う第一号技能実習の予定時間<u>全体の六分の一以上</u>

(入国前講習を実施した場合)

- 技能実習生が、過去六月以内に、本邦外において、上記入国後講習において実施する科目のうち、上記①、②及び④に掲げる科目につき、一月以 上の期間かつ百六十時間以上の入国前講習を受けた場合は、入国後講習の総時間数を、技能実習生が本邦において行う第一号技能実習の予定 時間全体の十二分の一以上とすることが可能。
- ※ 効果的な入国後講習を実施する観点から、1日8時間以内であって、かつ週5日以内とすることが原則。

技能実習生及び特定技能外国人に対する日本語教育



技能実習

特定技能

1号

2 号

3号

1号

全分野共通の要件

日本語能力試験 N 4 以上

又は日本語基礎テストの合格

※ 業務上必要な日本語は技能試験等で測定

※ 技能実習2号良好修了者は免除あり

2 号

全職種共通の要件

就労開始まで

座学による講習

- ・12か月の計画の場合、 2か月 (360時間) 以上
- 「技能実習の遂行や日常生活 に不自由しない水準」の日本 語教育を行う必要があるが、 内容や時間数の定めなし

特段の定めなし

職種ごとの上乗せ要件

【介護職種】

日本語能力試験 N 4 以上 合格等

【介護職種】

日本語能力試験N 3以上合格等

※N3等の合格を目指す 「日本語学習プラン」に よる学習でも可 (附則)

【介護職種】 日本語能力試 験N3以上合

格等

在留資格変更時

新規入

X 国 時

分野ごとの上乗せ要件

【介護分野】

介護日本語評価試験の合格

※ 介護職種の技能実習2号良好修了者等は 免除あり

特段の定めなし

【任意】実習実施者等による実習生に対する日本語学習支援

- ・日本語教育の内容や時間数の定めなし
- ・優良な実習実施者及び監理団体に関する加点対象

在留中

受入れ機関等による外国人に対 する日本語学習の機会の提供

支援義務に基づき外国人の希望に 応じて行うもの

在留中

実習開始時

2号又は3号

の移行時

32